

原子力災害からの福島復興再生協議会  
議事録

復興庁

# 原子力災害からの福島復興再生協議会 議事次第

日 時：令和2年2月24日（月）10:00～

場 所：ホテル福島グリーンパレス

1. 開会、挨拶
2. 国からの説明
3. 県からの説明
4. 意見交換
5. 閉会

○横山復興副大臣 おはようございます。ただいまより、第20回「原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

本日、司会を務めます復興副大臣の横山です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、会議の開催に当たり、議長であります田中復興大臣から、皆様に御挨拶を申し上げます。

○田中復興大臣 皆さん、おはようございます。復興大臣の田中和徳です。

本日は、御多忙の中、しかもお休みの日にも関わらず、本協議会に御参集いただき、心から感謝御礼を申し上げる次第です。

東日本大震災、そして、東京電力福島第一原子力発電所の事故から間もなく丸9年を迎えます。

来月には双葉町、大熊町、富岡町の一部地域の避難指示が解除され、JR常磐線が全線開通をいたします。

この春には、福島ロボットテストフィールドや、福島水素エネルギー研究フィールドといった福島イノベーション・コースト構想の中核をなす拠点施設が全面開所予定であります。

また、福島浜通り地域の国際教育研究拠点については、本年夏頃を目途に有識者会議の最終取りまとめを行う予定であります。年内には拠点整備、人材育成のあり方について、政府の成案を得てまいります。

このように、福島イノベーション・コースト構想を軸として、産学官連携により、魅力ある浜通り地域の創出に向けて取り組んでまいります。

いよいよ夏には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。3月26日には、Jヴィレッジから聖火リレーがスタートし、7月には、開会式に先駆け、最初の競技として、あづま球場でソフトボールの試合が行われます。

この絶好の機会を通じて、復興しつつある被災地の姿や魅力を国内外にしっかりと発信してまいります。

他方、いまだに多くの方々が避難生活を余儀なくされているなど、被災者や被災地の皆様には、大変な御苦勞をおかけしております。このことを忘れず、避難地域の生活環境の整備、心のケアを含めて、被災者の生活再建、風評の払拭などの課題に、きめ細かく対応をしてまいります。

昨年12月、復興・創生期間後の復興の基本方針を閣議決定し、令和3年度以降における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等について、方針をお示しいたしました。これを踏まえ、復興庁存続期間の10年間延長や、福島特措法の施策の拡充等を盛り込んだ法律案について、3月上旬の閣議決定を目指し、調整を進めてまいります。

福島の復興・再生は中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も、引き続き、国が前面に立って取り組んでまいります。

本日は、今後の復興施策について、幅広い御意見をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○横山復興副大臣 続きまして、梶山経済産業大臣から御挨拶を申し上げます。

○梶山経済産業大臣 皆さん、おはようございます。経済産業大臣の梶山弘志です。

本日は、御多用の中、協議会に御出席を賜りましたことを、心より感謝を申し上げる次第です。

経済産業省としましては、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉汚染水対策と福島の復興を最重要課題として捉えて、これまでも取り組んでまいりました。

本日も、皆様とともに福島の復興に向けた議論を深めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所については、復興と廃炉の両立を大原則としまして、安全の確保を最優先に進めていくために、昨年末に中長期ロードマップの改定を行いました。

ALPS処理水の取扱いにつきましては、ALPS小委員会の報告も踏まえて、今後、政府として責任をもって、結論を出してまいる所存です。今後、松本副大臣が中心となり、県内の皆様の御意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

中長期ロードマップと汚染水対策の進捗については、後ほど事務方から説明をさせる予定になっております。

廃炉汚染水対策は、世界に前例のない困難な取組ではありますが、引き続き、国も前面に立って、安全かつ着実に取り組んでまいります。

避難指示の解除につきましては、双葉町は3月4日、大熊町は3月5日、富岡町は3月10日に一部地域の避難指示解除を行います。帰還困難区域とされてきた地域の避難指示を解除するのは初めてのことです。帰還困難区域以外は、全ての地域の避難指示が解除されることになるわけであり、3月14日にはJR常磐線が全線で営業運転を再開いたします。避難指示の解除はゴールではなくて、復興に向けたスタートです。引き続き、地元のお考えをよく伺いながら、復興に取り組んでまいりたいと思っております。

本格的な復興に向けては、生活の再建と産業の復興を両輪で進めることが重要と考えております。官民合同チームを通じた事業、なりわいの再建、そして、福島イノベーション・コースト構想の実現により、復興を加速させてまいりたいと考えております。

特に浜通り地域等の産業発展に向けたビジョンにつきましては、2018年の8月の協議会におきまして、内堀知事から御提案をいただいて以来、皆様と議論を重ねてまいりました。昨年12月に福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真として策定、公表することができたわけであり、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

また、廃炉を着実に進める上で、浜通り地域への廃炉関連産業の集積が必要であり、重要と考えております。

そこで、経済産業省としては、東京電力に対して、廃炉事業を通じた地域の復興に努めることを要請するとともに、関係機関と連携した地元企業の参入を促進するための支援パッケージを新たに創設することといたしました。支援パッケージの詳細については、後ほ

ど事務方から説明をさせる予定です。

引き続き、福島の1日も早い復興再生に向けて、住民の皆様に寄り添いながら、全力で取り組んでまいります。

本日は、忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○横山復興副大臣 続いて、小泉環境大臣から御挨拶申し上げます。

○小泉環境大臣 おはようございます。

今日は、環境省、私と、そして石原副大臣、また事務方ともども参加をさせていただきまして、ありがとうございます。

私が大臣になった9月に、内堀知事から、2つの言葉を忘れないでくれと、苦渋と信頼、この2つを忘れずに、環境省としてできることに全力を尽くしてもらいたい、そういった言葉を忘れずに、これからも安心して福島の皆さんが生活できる環境を取り戻す環境再生の取組を一つ一つ環境省として、着実に進めていきたいと思っております。

今年1月には、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送量が対象物量の4割を超えて、仮置場の約半数が解消されました。中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、2021年度までに帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等の搬入を概ね完了させることを目指しておりまして、引き続き、安全第一で臨んでいきたいと思っております。

また、昨年7月には、大熊町リサイクルセンターの整備が開始されて、2020年秋に稼働予定であり、さらに双葉町減容化施設も今月27日、3日後に、火入れ式を控えております。汚染廃棄物処理の推進に向けた環境整備も進んでいます。加えて、来月避難指示解除が予定されている区域の除染については、昨年12月までに実施が完了しました。

こうした復興の取組を進めるに当たっては、大臣就任直後の面会で、先ほど申し上げたとおり、知事のおっしゃった苦渋、そして信頼、この2つの言葉を決して忘れません。

今月9日には、福島県を訪問させていただいて、飯舘村の住民の皆さんの再生利用の実証事業に対する様々な思いを、直接私も伺いました。

中間貯蔵施設を受け入れていただいている双葉町、そして大熊町の新たな産業の創生、特に今日は伊澤町長もいらっしゃいますが、今までになかったタオル等、新しい産業誘致も取り組まれておりますが、そういった一つ一つの取組、そして、大熊町におかれましては、新たに2050年までのCO2排出の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの宣言。こういったことなども、環境省としては、復興の新たなステップに向けた力強い決意を直接伺いましたので、こういった取組をさらに後押ししていきたいと考えております。

環境省としては、福島の皆さんとしっかり連携しながら、一つ一つできることを積み重ねていきたいと思っております。大きなスケジュールをにらみながらも、動きがあるということが、私はとても大切なことだと思います。

例えば飯舘村の長泥地区の住民の皆さんが、再生利用実証事業の中で育ててきたにもかかわらず、これまでは処分をされてきたお花、この花を昨年の日本と中国と韓国の環境大

臣の3カ国会合、こういった場でも利用させていただきましたし、私も今、環境大臣の記者会見等でも利用させていただき、今では田中復興大臣、そして梶山経産大臣、そして、地元福島の森まさこ法務大臣など、農水大臣もそうですけれども、今、この利用を広げているところでもあります。小さなことでも、目の前で何か動きがあることというのは、特に現場で高齢化が進んでいる現状なども見ると、私は非常に大切なことだと思っていますので、こういったことも、日頃から何ができるのかという思いを持ちながら、取り組んでいきたいと、そしてまた発信もしっかりとしていきたいと考えています。

さらに、環境再生の取組に加えて、脱炭素まちづくり支援や、国立公園、国定公園を所管しているのも環境省でありますから、魅力の向上、そして、地域の強みを創造、再発見する未来志向の取組についても、環境省の知見を生かして取り組んでいきたいと考えております。

今後とも、知事のおっしゃった苦渋、そして信頼、このことを忘れずに、皆さんと一体となって福島の復興に、環境省として全力で当たってまいります。

以上です。

○横山復興副大臣 本日は岡田官房副長官が出席をしておりますので、ここで御紹介いたします。

続きまして、福島県内堀知事から、御挨拶をお願いいたします。

○内堀知事 おはようございます。

田中復興大臣、梶山経済産業大臣、小泉環境大臣を始め、皆さん、福島までようこそお越しいただきました。

東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興、さらに、昨年の台風第19号等災害からの復旧について、皆さんから多大なる御尽力をいただいていることに、心から感謝を申し上げます。

震災と原発事故から間もなく10年目を迎えます。先ほど来大臣からお話がありましたとおり、特定復興再生拠点区域の先行解除が出され、JR常磐線の全線開通、福島ロボットテストフィールドの全面開所が予定され、来月26日には東京オリンピックの聖火リレーがJヴィレッジからスタートするなど、福島の復興・再生は新たなステージを迎えております。

一方で、避難地域の再生、被災者の生活再建、風評と風化の問題、急激な人口減少、さらに、台風災害からの復旧など、福島県は二重三重の困難を抱えております。

このような中、年末に閣議決定された復興の基本方針において、復興・創生期間後の取組を支える仕組みとして大切な体制・制度・財源が示されたことは、安倍総理大臣を始め、政府の皆さんが、これまでの地元との協議を踏まえ、福島県の実情をしっかりと受け止めていただいたものと考えております。

改めて、皆さんの御尽力に心から御礼を申し上げます。

国においては、今後とも、安全かつ着実な廃炉汚染水対策や、中間貯蔵施設への安全・確実な搬入、産業発展の青写真に基づく福島イノベーション・コースト構想の推進、風評

対策など、原子力災害に伴う様々な課題に対し、責任を持って対応していただきますようお願いをいたします。

結びに、復興の最前線で取り組んでいる各団体の皆さんのお話を丁寧に受け止め、一層の御尽力をいただくようお願いをいたしまして、私の挨拶といたします。

本日は、よろしくお願ひいたします。

○横山復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の方は、ここで御退出をお願いいたします。

(報道関係者退出)

○横山復興副大臣 それでは、本日の議事進行に移らせていただきます。

本日は、国側、県側からそれぞれ説明後、意見交換に移ります。

それでは、福島復興・再生に向けた取組状況及び復興庁設置法等の一部を改正する法律案について、事務局から説明させます。

○復興庁 復興庁です。それでは資料1をお開けください。

1 ページ目の目次にあります4点を説明させていただきます。

2 ページ目を御覧ください。「避難地域を巡る現状」です。

福島県全体の避難者数は現在4.1万人です。心のケア等の被災者支援につきましては、引き続き、きめ細かい支援を行います。

今年3月に双葉町で解除を予定されていますが、避難指示解除区域の居住者数は、現在約1.3万人です。

右下のグラフを御覧いただきますと、赤い部分であります。戻らないと回答した方が多い一方、薄水色の戻りたい、また、黄色のまだ判断がつかないと回答した方も、3～4割程度いらっしゃいます。

そのため、最後の矢印の文章の下線部にありますように、今後は生活環境の整備に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むための取組が必要と考えております。

次のページには、最近の生活環境整備の主な進捗状況をお示しいたしました。

右側の緑色のところでありますが、皆様の力により実現しました常磐線の全線開通、特急運行の開始も掲載させていただいております。

4 ページ目を御覧ください。まず、特定復興再生拠点区域につきましては、各地区で除染等の事業が進捗し、この3月に一部区域によって、先行的に避難指示が解除されます。今後とも家屋解体等の帰還環境整備を着実に進めてまいります。

また、環境再生に向けた取組につきましても、除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が進められております。

また、飯舘村長泥地区等で除去土壌の再生利用実証事業が実施されております。

5 ページを御覧ください。産業の現状であります。

左のグラフを御覧いただきたいと思ひます。製造品出荷額で見ますと、オレンジ色の線

であります福島県全体では震災前の水準まで回復いたしました。灰色の線の12市町村では、依然として8割弱にとどまっております。産業復興の再生は、引き続き、重要な課題と考えております。

農業では、12市町村の営農再開面積が3割弱です。右の棒グラフの4本目を見ていただきますと、個別訪問を行った農家のうち60%は再開未定、または、再開意向はないとのことですが、一方で、その下の表にありますように、農地の出し手となる意向があるという方は74%となっています。外部の参入も含め、担い手の確保、農地の利用集積が重要と考えております。

森林・林業、水産業への支援も重要な課題です。

6ページを御覧ください。福島イノベーション・コースト構想関連です。

重点分野のプロジェクトが進められていますが、この春から夏にかけ、ロボットテストフィールド、水素拠点、伝承館など、中核的拠点施設が全面開所予定です。今後、更なる発展に向け、ここに書いてありますような教育・人材育成、ハンズオン支援、機構の体制整備等の取組が重要と考えております。

復興庁としても、昨年7月に「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を設置しまして、本年夏頃までに最終取りまとめを行うこととしております。

7ページを御覧ください。風評・リスコミ関連です。

左の下のグラフ、見にくくて申し訳ないのですが、震災直後、福島県産品は全国平均を大きく下回る状況となりましたが、その後、徐々に縮小傾向にあります。ただし、残念ながら一部の品目に関しては、格差が現在まで固定化している状況にあります。

上の文章に戻っていただきますが、2番目の矢印にありますように、輸入規制につきましては、いまだ20カ国・地域で継続されています。

また、福島県への教育旅行の宿泊者数は、震災前の7割程度と依然として低調です。

今後とも政府一体となった情報発信、諸外国地域の輸入規制の撤廃・緩和、販路拡大に向けた取組の支援が重要と考えております。

その他、関連する参考資料を添付いたしましたので、適宜御参照願います。

次に資料2に基づきまして、法律の状況について説明をさせていただきます。

背景のところにありますように、原子力災害被災地域は、今後、中長期的な対応が必要であるとの認識の下、復興・創生期間後の基本方針を昨年12月に閣議決定し、それに基づき、復興を支える仕組み・組織・財源について、5つの法律の改正が必要と考えています。

詳細は2枚目以降で説明いたします。

1番目は復興庁設置法です。

復興庁の設置期間を10年間延長し、総合調整機能及び復興大臣を維持します。また、復興局の名称、位置などを政令に委任するとともに、復興に係る知見の活用を附則で規定いたします。

続きまして、右側の復興特区法です。

地域や分野により、復興の進捗の状況の差があることを踏まえ、復興を重点的かつ効果的に推進する必要があること。また、復興交付金事業が2年度までにはほぼ完了する見込みであることから、同交付金を廃止すること等を内容とします。

具体的には、下にありますように、規制や金融の特例等を政令で定める地方公共団体に重点化します。復興特区税制についても同様であります。復興交付金を廃止いたしますが、その際、現在交付金を受けている自治体が困らないよう経過措置を設けます。

続いて3番目の福島特措法です。

まず、1つ目の柱の避難指示・解除区域の復興・再生につきましては、帰還の促進に加え、新たな住民の移住等を促進します。

具体的には、帰還環境整備交付金の対象に移住・定住の促進や、交流・関係人口の拡大に資する施策を追加します。

営農再開につきましては、先ほど説明したような状況を踏まえ、農地の利用集積を進めるとともに、地元に加え地域外からも担い手を呼び込めるよう、福島県が計画を作成・公示し、所有者不明農地も含め、一体的に賃借権等の権利を設定できる仕組みを導入します。

また、6次産業化施設を整備する場合の農地転用等の特別措置を設けます。

2つ目の柱の福島イノベーション・コースト構想につきましては、産業集積をさらに促進するため、構想の推進に係る課税の特例の規定を設けるとともに、推進機構への国の職員の派遣、ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する相談援助について規定いたします。

また、風評被害への対応として、県内全域を対象とする課税の特例の規定を設けます。また、海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを推進することを規定いたします。

計画制度の見直しにつきましては、まちづくりと産業振興を一体的に取り組む必要性が高まっているため、現行の政策課題ごとの3つの計画を統合し、県が福島復興再生計画を作成し、国がこれを認定いたします。

最後に、4枚目の復興財源確保法と特別会計法の2法です。

まず、復興に必要な財源を確保するための特別措置の期間を延長します。具体的には、復興債の発行期間や、政府保有株式の売却収入等を復興財源へ充てる期間を5年間延長します。

また、日本郵政株式の売却収入を復興債等の償還財源に充てるための規定を整備します。

さらに、エネルギー対策特別会計の関連規定を整備し、原子力災害からの福島復興再生に関する財源を確保いたします。

本法案により、復興・創生期間後の復興をしっかりと支える仕組み等を整えていきたいと考えております。

以上です。

○横山復興副大臣 続いて、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策及び避難指示解除

の状況について、原子力災害対策本部から説明させます。

○原子力災害対策本部 原子力災害対策本部及び経済産業省です。私からは資料3について御説明いたします。

1 ページは「中長期ロードマップ改訂のポイント」です。

上段を御覧ください。周辺地域で住民帰還と復興が徐々に進む中、復興と廃炉の両立を大原則として打ち出しました。

また、廃止措置終了までの期間、30～40年後は堅持しました。

次に、ポイントを3つ御紹介いたします。

①燃料デブリについては、2号機で2021年内に試験的取り出しに着手します。

②プール内燃料の取り出しについては、1、2号機で工法を変更し、ダスト飛散を抑制します。

また、2031年内までに、1から6号機全てで取り出し完了を目指します。

③汚染水対策については、1日当たりの汚染水発生量を2025年内に100m<sup>3</sup>まで低減させる新たな目標を設定しました。

次の2ページでは、参考までに目標工程を整理して記載しております。

続いて、3ページにまいります。「廃炉・汚染水対策の主な進捗」です。

ページ左上、3号機のプール燃料取り出しについては、2月19日時点で、全566体のうち77体の取り出しを完了いたしました。

ページの右上でございます。1、2号機排気筒の解体作業については、2月21日時点で、全23ブロックのうち、11ブロックの解体を完了しました。

なお、この作業は、地元企業が機器の開発から解体作業までを担っています。

続いて4ページ目でございます。いわゆるALPS処理水の取り扱いです。

ページ上段にありますように、国の小委員会において風評被害などの社会的観点を含めた総合的な議論を実施し、2月10日に報告書が公表されました。報告書では、基本的考え方として「廃炉と復興の両立」が大原則であり、風評への影響を抑えることを十分に踏まえ、廃炉終了までの間に、廃炉の一環として処分を行っていくことが必要とされています。

報告書のポイントを3点、御紹介します。

①処分方法については、実績がある水蒸気放出及び海洋放出が現実的であること。

いずれの方法でも、放射線の影響は自然被ばくと比較して、十分に小さいこと等も踏まえ、政府が関係者の意見を聞き、最終判断を行うべき。

②風評被害対策については、処分方法を工夫することにより風評への影響を抑えること。処分の決定から実施までに時間があるため、この時間を活用してリスクコミュニケーションを行う。

これまでの成功事例を参考に、風評被害対策を拡充強化する。

③今後のプロセスについては、地元を始めとした幅広い関係者の意見を聞きながら、処分方法、風評被害対策について、責任と決意を持って方針を決定することを期待とされて

います。

今後、地元を始めとした関係者の御意見をお伺いした上で、政府として処分方針を決定してまいります。

続いて、5ページを御覧ください。「避難指示の解除について」です。

ページ上段にありますように、3月上旬に双葉町、大熊町、富岡町の一部で、初めて帰還困難区域を解除することを決定しました。また、双葉町については、避難指示解除準備区域も解除します。これにより、帰還困難区域を除く全ての区域が避難指示解除されます。

ページの下段にありますように、双葉町では、中野地区産業団地において、新たな働く拠点を整備し、17社の立地が決定しています。

続いて、6ページにまいります。「事業・なりわいの再建」については、福島相双復興官民合同チームが、これまで5,300事業者と、1,800農業者を個別に訪問し、事業再開や経営改善、販路開拓を後押ししています。

ページ中段にあります支援事例を御覧ください。被災地域の物流環境の回復に向けて、共同配送の実証を支援しています。4月からは、新たに共同配送を補助対象として追加してまいります。

次に、7ページを御覧ください。「福島イノベーション・コースト構想の推進」です。

福島ロボットテストフィールドは、この春に全面開所予定です。資料には記載がありませんが、もう既に152件の実証が行われています。

また、福島水素エネルギー研究フィールドも3月に開所します。

その下にございますように、企業立地では、3,927人の雇用創出となっています。

続いて、8ページにまいります。「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」については、関係の皆様のご協力を得て、昨年12月に策定を公表しましたので御報告いたします。

続いて、9ページです。先ほど梶山大臣から御発言があった「廃炉関連産業への地元企業参入促進に向けた支援パッケージ」を御紹介します。

ページ上段の2つ目の●です。廃炉事業へのさらなる地元企業の参画を進め、地元における廃炉関連産業の集積を図るべく、元請側と地元企業との協働促進及び地元企業の参入意欲向上を目的に新たな支援パッケージを創設いたします。

具体的な取組が3点です。

まず、左側の黄色の枠、来年度から補助事業の審査で、地元企業の活用を評価対象といたします。

次に隣の青枠、廃炉事業の現場におけるニーズと地元の技術シーズの双方を把握しているコーディネーターを来年度からイノベ機構に配置し、マッチングサポートを実施します。

次にその隣の緑枠、地元側の参入意欲向上のため、製造業の事業者をターゲットに、福島相双機構が廃炉産業入門書を策定いたしました。お手元に冊子を配付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後の10ページは、これまでの事例です。

支援パッケージの上に廃炉産業への地元企業の参入事例を積み上げてまいります。

御説明は以上です。

○横山復興副大臣 次に被災地の復興再生に向けた環境省の取組について説明をさせます。

○環境省 環境省です。資料4を御覧ください。

1 ページ目ですが、現在、中間貯蔵施設への輸送を進めてございまして、この中で、黄色以外が既に搬入が全て終わった市町村です。今年度で黄色以外のところが、その町からの搬出が終わるということです。

具体的には、2 ページ目ですが、全体で1,400万㎡ある中で、大臣も申し上げましたけれども、600万㎡の搬出を2月12日時点で終えてございまして、今年は400万㎡、ほぼ目標どおりいけそうではないかと思っておるところです。

それから、それを来年、再来年やることによりまして、帰還困難区域を除きまして、中間貯蔵施設への搬入がほぼ終わると考えているところでございます。

特に安全第一ということは、もちろんです。

3 ページですが、表の下の左側になりますけれども、仮置場が1,300余あったわけですが、現在は、若干データのずれがございまして、700カ所ぐらいには減っているということでございまして、搬出が終わった仮置場につきましては、上にありますように、原状回復ですとか、営農再開といった御支援をしているところではございます。

4 ページを御覧ください。中間貯蔵施設でございまして、この中で用地のほうは大体70%を超えてございまして、概ね順調に進んでいるところでございます。こういった中で、安全に集中的に管理・保管していくというものです。

具体的には、5 ページを御覧ください。大きく2つございまして、受入・分別施設は入ってきた土をそこで袋から出しまして、葉っぱ、木、コンクリがらというものを分けまして、土をきれいな状態にするということにしまして、6 ページ目の土壌貯蔵施設に搬入し、安全、集中に管理をするものでございまして、それぞれ規模も非常に大きいものでございまして、600メートル掛ける500メートルとか、そのような大きな規模のものもあるわけです。

次に、7 ページ目ですが、こうした入れたものにつきましては、閣議決定の中で、処分量を減らすために、再生利用にも努めていこうとされまして、既に開発の戦略ですとか、工程表、昨年3月に、この見直しですとか、そのための手引き案を作ったところではございます。

8 ページ目は、現在進めている1つの事例でございまして、飯舘村では、いわゆる帰還困難区域の復興再生拠点の計画ですが、これを2年前に総理大臣認定をいたしまして、実証事業に安全性を確認しながら、造成が可能な農用地については、再生資材で盛土した上で覆土させることによって、農用地の造成を行おうというものです。

具体的には、次の9 ページですが、現在、実証はほぼ終えまして、来年度から、いよいよ本格的な造成に入っていくというものです。

具体的な写真が10ページですが、赤い枠で囲っているところが、やや地盤が低く、そこには土を入れることによりまして、農地として、これをよみがえらせるというものです。

現在、その露地栽培エリアというのですが、ここは実証の一環で既に埋めてございますが、こういった形で、この辺りを造成してこうというものです。

11ページを御覧ください。具体的にこれまでの実証事業の様子ですとか、また、近傍にはビニールハウスを設置しまして、具体的にどういった花が咲くのか、根付きの状況等を確認したところでは。

12ページは、大臣からお話ございましたけれども、2月9日に現場を訪れまして、現地状況を見ながら、地元の方と意見交換をしながら、どういった思いでおられるかという意見をいろいろ聞かせてもらったわけです。

ここでできた花をいろいろな場で活用してもらっているということです。

13ページ目は廃棄物で、これは富岡町にあります特定廃棄物埋立処分施設でございますが、現在、順調に搬入が進んでございまして、それぞれ安全性も確認されている。

それから、14ページ目で、現在、工事中でございまして、今月27日に火入れ式がございますけれども、双葉町の仮設焼却炉ですとか、灰処理施設の建設状況でございまして、3月から本格運用が開始されます。

15ページ目が、特定復興再生拠点で、現在、除染を進めているところです。この関係で双葉町、大熊町、富岡町で、常磐線とあわせて避難指示解除ができるというものです。

16ページ目は、双葉町の中野工業団地で、今度、いろいろな工場が進出する中で、具体的な駅の状況ですとか、今度、立地する予定のタオル工場のタオルを町長からいただいたというものがございます。

17ページ目は、福島未来志向プロジェクトということで、そういった再生に加えまして、環境省の政策を投入しまして、福島未来志向に向けた支援をしていこうというものでございまして、産業創生、脱炭素、グリーン復興、地域活性化、その一環としまして、リサイクルセンターですが、環境省の補助金も用意させていただきまして、工事が大分進んでございますけれども、大熊町のリサイクルセンターが、秋ぐらいに完成予定の状況です。

最後に19ページですが、ゼロカーボンということで、宣言をしていただきまして、環境省としても支援していこうというものです。

以上です。

○横山復興副大臣 次に「ふくしま復興・創生に向けて」について、福島県内堀知事から御説明をお願いいたします。

○内堀知事 皆さん、資料5を御覧ください。まず、1ページをお開きいただければと思います。

1ページは「避難地域の復興・再生」についてです。

一番下の下段、青い枠囲いになっていますが、この「背景・課題」を御覧ください。

今もなお、避難指示が解除されない地域があり、解除された地域においても、日々新たな課題に直面しています。

「12市町村の将来像」に向けた取組を進化させるとともに、帰還者はもとより、新たな住民等の移住拡大に向けた事業の追加・拡充等について、地域の復興の進捗に応じた長期的かつ十分な予算の確保をお願いいたします。

特定復興再生拠点区域外については、避難指示解除のための具体的方針を示し、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除していただきたいと思っております。

2 ページをお開きください。「被災者の生活再建」についてです。

避難生活の長期化に伴い、個別化・複雑化している避難者の個々の事情に応じたきめ細かな支援が必要です。

医療・福祉・介護サービス提供体制の確保や、子育て環境の整備など、安心して帰還できる環境づくりの推進をお願いいたします。

教職員の加配、スクールカウンセラー等の継続、子どもの学習支援など、教育環境の整備・充実をお願いいたします。

3 ページをお願いします。「風評払拭・風化防止対策」についてです。

海外の有力紙等で福島県が紹介されるとともに、県産農産物の輸出量が過去最多を更新するなど、これまでの取組が一定の成果を上げています。

一方で、教育旅行の宿泊者数は、震災前の7割程度にとどまり、県産食品の輸入規制は20の国・地域で継続しています。発災当時のイメージが固定化していることに対し、現在の福島の姿を正確に伝え、長期的かつ幅広い対策に粘り強く取り組む必要があります。

東京2020オリンピック・パラリンピックで、これまでの感謝の思いと、復興への歩みを進める福島の姿を、関係の皆さんと共に発信してまいります。

国においても、世界から福島に注目が集まるこの機会に、福島の風評払拭や交流人口の拡大など、省庁を挙げて協力いただきたいと思っております。

4 ページをお開きください。「福島イノベーション・コースト構想」についてです。

今春には福島ロボットテストフィールドの全面開所、夏には東日本大震災原子力災害伝承館の開所が予定されるなど、拠点の整備が進展しています。拠点の利活用促進及び安定的な運営、構想を担う教育・人材の育成の具体化などに継続して取り組む必要があります。

国際教育研究拠点については、国が主体となって国立研究開発法人など、しっかりした体制の構築や拠点の整備をお願いいたします。

次は5 ページです。「重点推進計画の改定」についてです。

「産業発展の青写真」について、福島復興再生協議会や福島イノベーション・コースト構想推進分科会での議論を経て、復興庁・経済産業省・県の連名により、昨年12月に策定いたしました。

この青写真の内容を盛り込むため、福島特措法に基づく重点推進計画について、パブリックコメントの実施など、今後、必要な改定作業を進め、国に認定申請をする予定です。

産学官の連携を強化しながら、浜通りのみならず、全県への波及を通じ、イノベーション・コースト構想の推進に取り組んでまいります。

次は6ページです。「新産業の創出及び地域産業の再生」についてです。

震災及び令和元年東日本台風等により、二重三重の大きな被害を受けた地域経済の再生には、事業・なりわいの再生に向けた支援が不可欠です。

再生可能エネルギー先駆けの地、福島新エネ社会構想の実現に向けて、継続的な支援策を講じることが必要です。

浪江町で製造された水素が東京オリンピック・パラリンピックで使用されます。関係の皆さんの御尽力に感謝いたします。引き続き、国家プロジェクトとして着実に事業を実施し、製造される水素の活用方針を示していただきたいと思います。

営農再開、森林・林業再生に向けた取組の継続が必要です。水産業は依然として試験操業が続いていることから、本格的な漁業再開に向けた支援の継続をお願いいたします。

次は7ページです。「復興を支えるインフラ等の環境整備」です。

常磐自動車道の4車線化や、避難12市町村内の道路整備など、浜通り地域の復興に不可欠なインフラ整備を着実に進める必要があります。また、復旧・復興事業等が円滑に進むよう、放射性物質に汚染された建設副産物等への対応が必要です。

仮置場の原状回復の確実な実施及び除染後の農地や仮置場として使用された農地の不具合を確実に解消する必要があります。

中間貯蔵施設について、施設整備と輸送を安全・確実に実施するとともに、法律に定められた搬入開始後30年以内の県外最終処分が確実に実施されるよう責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

最後は8ページです。ポスト復興・創生に向けて、2点お願いをいたします。

まず、上段の赤い字の部分を御覧ください。

1点目は、財源の確保です。

復興期間10年間における財源フレームが示され、復旧・復興に専念できました。今後、新たに顕在化する課題への対応も含め、復興事業に必要な財源の確保は、福島県民が安心して復興に専念できる一番の基本となります。福島の実情や特殊性を踏まえ、令和3年度以降の財源フレームをしっかりと確保していただきたいと思います。

2点目は、福島特措法の改正です。

福島の復興・再生の要である福島特措法を改正し、必要な措置をお願いいたします。特に移住の促進、交流人口の拡大等の新たな活力の呼び込みなどは、地元の期待も大きく、その用途や使い勝手など、柔軟な運用をお願いいたします。

下段の青い枠囲いに入ります。今年は震災と原発事故から10年目の節目の年です。

今後とも、福島に対する正しい理解を醸成し、時間の経過とともに進む風化の防止に取り組む必要があります。

さらに、現場主義に基づき、現場の実態と実情の変化を丁寧に把握し、地域と向き合い

ながら、復興を前進させることが重要です。

福島の復興には長い時間がかかります。息の長い取組を継続し、進化させていくことが大切であることを、今日、お集まりの皆さんと共有をさせていただきたいと思います。

私からは以上です。

○横山復興副大臣 それでは御出席の皆様にご議論をいただきたいと思います。

誠に勝手ながら、出席者名簿の下から順番に御指名をさせていただきます。

なお、発言につきましては、各代表、3分程度でお願いしたいと思います。

初めに、福島県農業協同組合中央会菅野会長からお願いいたします。

○菅野会長 JA福島中央会の会長の菅野でございます。

本日は、このような発言する機会をいただきましたことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災、原発事故から間もなく10年目を迎えるわけではありますが、我々JAグループ福島は25万3000余の組合員の方々のなりわいと暮らしを支えてきたと、かように考えております。

特に原発立地の近隣地域では、営農再開もままなりませんし、農業生産に意欲的に取り組む地域でも、風評被害の継続によって収入減少ということが余儀なくされているというのが実態でございます。とはいえ、政府与党による復興再生を初め、各般にわたる手厚い御支援をいただきまして、営農の再開や地域づくりの取組に明るい兆しが見え始めているところもでございます。改めて感謝と御礼を申し上げたいと存じます。

しかし、福島県の農業、農業者、地域が元気を取り戻すには、さらなる期間を要することから、3点の御要望をさせていただきたいと存じます。

まず、1点目でございますけれども、復興再生後の支援対策と新たな農業生産に向けて、広域産地形成支援についてです。

避難指示区域内でも、本格的に営農再開が動き出したところであります。地域と溶け合うリーダー的担い手の育成、さらには、農地集積など課題も多いことから、国、県、市町村、JAグループ一体となり、取り組むべきであると考えております。

2点目でございますけれども、風評被害払拭対策です。

本県の風評被害はいまだ根強いものがございます。実効性のある対策の構築のほか、消費者、流通業者に対する理解をいただくための情報の発信の仕方、トップセールスなど、財源確保をさらに継続対応いただきたい。あわせて、輸入規制の解除や、輸出戦略の構築についても、引き続き対策をお願いしたいと思います。その過程の中で、国が、もしくは政府のほうから、安全宣言等が可能とすれば、十分御検討をいただきたい。

3点目でございますけれども、避難指示区域内の農畜産物損害賠償の関係でございます。

営農再開も進む中、休業賠償を必要とする生産者が多く存在するので、JAや農業者と丁寧な協議をするように、東電に対する国の強力な御指導を賜りたい。なお、一括賠償の取り扱いについてでございますけれども、東電との協議も進めておりましたが、昨今、それ

らの内容等も詰まりつつございまして、3月から生産者の皆様に対して説明できるところまで進捗しておりますことを、改めて感謝と御礼を申し上げたいと、このように考えております。

私どもJAグループ福島は、2018年の11月に第40回のJA大会を開催し、2,330億の震災前の農業産出額を何とか実現したい、そんな思いで取組をさらに強化をしまっている覚悟でございますので、御支援を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶、そしてまた、御報告とさせていただきますと思います。よろしくお願い申し上げます。

○横山復興副大臣 続きます、福島県商工会議所連合会渡邊会長、お願いいたします。

○渡邊会長 福島県商工会議所連合会の渡邊です。

国におかれましては、本県の復興に向けて御尽力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。また、昨年末には復興庁の設置期限を2030年度末まで、10年間延長することなどを盛り込んだ東日本大震災の復興基本方針を閣議決定いただきましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

私から、この場をお借りして、3つの事項についてお願いを申し上げます。

はじめに、復興・創生期間後の支援継続についてです。

本県では、3月に双葉町、大熊町、富岡町において、震災と原発事故から9年もの年月を経過して、初めて帰還困難区域で避難指示の先行解除が予定されております。しかし、これはあくまで一部地域にとどまっており、住民の帰還や除染、インフラ復旧など、課題は山積しております。

また、本県産の食品については、原発事故前に主要輸出先だった香港や台湾を初めとする20の国と地域で、いまだ輸入規制が続いております。つきましては、復興が道半ばである本県の状況を考慮いただきまして、復興・創生期間後も、国による支援を継続いただきますことを改めてお願いを申し上げますとともに、十分な予算措置について、お願いをいたしたいと思っております。

2番目に、福島イノベーション・コースト構想等の推進についてです。

福島イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想においては、来月、構想の中核をなす福島ロボットテストフィールド、福島水素エネルギー研究フィールドの開所が予定されるなど、様々な拠点施設の整備を進めていただいております。国におかれましては、引き続き構想を着実に推進いただくとともに、この構想への県内企業の参入、拠点施設の活用につきまして、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後、3つ目に、東京2020オリンピック・パラリンピックを活用した本県の復興の発信についてです。

いよいよ、開会式まで5カ月となった東京オリパラは、理念として復興五輪を掲げていただいております。当連合会といたしましては、東北の代表的な祭りが集う東北絆まつりパレードの開会式等への参加に向けた要望活動などを行っておりますので、国におかれましても、御支援のほどお願い申し上げます。

1964年の東京オリンピックの開会式では、入場行進で「オリンピックマーチ」が演奏されました。福島市は、この作曲者である古関裕而先生生誕の地であり、3月30日から放送されるNHK連続テレビ小説「エール」は、古関先生をモデルとするドラマとなっております。東京オリパラが開催する年に「エール」が放送されることは、本県の復興を国内外にさらにPRしていく大きな力になることと思っております。

古関先生は「栄冠は君に輝く」や「六甲おろし」「長崎の鐘」から「モスラの歌」まで、生涯5,000曲もの作曲をされた昭和の大作曲家です。県内を初めとする校歌や応援歌の作曲もされていることから、この効果を全国に波及するよう取り組んでまいりますので、国におかれましても、ぜひ御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○横山復興副大臣 続きまして、相馬地方市町村会門馬代表、お願いいたします

○門馬代表 本日、菅野典雄村長の公務が重なっておりますので、私は副村長の門馬と申しますが、代わって発言をいたします。

まず、日頃、国関係省庁並びに県関係各部署におかれましては、私どもの復興再生に向けた取組に大変御尽力いただいていることに、感謝を申し上げたいと思います。

私からは3点、発言をいたします。

1点目は、現在、特定復興再生拠点区域内の復興拠点整備並びに環境再生事業が行われておりますが、区域外にある住民の方々も16軒ほどございます。区域外の住民と区域内の住民との分断がありまして、軋轢が生じていることも現実です。

拠点区域内の整備後に方針を示すのではなくて、できるだけ早い機会に方向性を示していただいて、区域外の住民の不安を解消していただきたいと思っております。

国のほうからは、帰還困難区域対象外についても、被災自治体の中でも環境が異なるということで、村に対していろいろな取組をしていただいておりますが、そういった意味では感謝を申し上げたいと思いますが、ぜひ早期の方針を示していただきたいと思っております。

2つ目は、森林の除染が行われていないために、現在、村民の帰還者は1,400人、およそ24%にとどまっております。この要因の1つに、やはり住宅の裏山がまだ除染をされていないために、放射線量が現在でも平均すると1時間当たり5マイクロシーベルト程度ありますので、健康に不安を抱いているためです。

現在、ふくしま森林再生事業に取り組んでいただいておりますが、事業量が極めて少ないために、今後、長期間の年数を要すると思われまますので、予算の確保等、早急な事業の促進をお願い申し上げます。

最後は、原発被災自治体の急激な人口減少に対する地方交付税の安定確保についてです。

現在は、平成27年度に行われた国勢調査の人口で、弾力的に1割減程度で交付税の算定がされておりますが、今年、国勢調査がございまして、普通交付税の算定の根拠が、大部分が国勢調査の人口になっておりまして、急激な人口減少の伴う被災自治体については、かなりの減収になりますので、ぜひ弾力的な運用を、引き続きお願い申し上げます。

以上です。

○横山復興副大臣 続きまして、双葉地方町村会伊澤代表、お願いいたします。

○伊澤代表 双葉地方町村会長で、双葉町長の伊澤史朗です。

田中復興大臣、梶山経済産業大臣、小泉環境大臣を始め、国、県の皆様におかれましては、被災地の復旧復興のため、日々汗を流し、対応していただいていることに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

私からは、5点ほど申し上げたいと思います。

1つ目は、復興予算の確保及び双葉地方の復旧・復興に向けた施策の推進です。

双葉地方では、町村ごとに復興の段階が異なり、抱える課題も様々であることから、震災前のようなふるさとの姿に戻り、復興を成し遂げるには、まだまだ時間がかかるものと考えております。交流人口の拡大、移住定住の推進、広域的な鳥獣被害対策を初め、多くの課題を解消し、福島12市町村の将来像に描かれた双葉地方の姿が確実に実現されるとともに、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題にきめ細やかに対応するよう、中長期的に、必要な財源の確保など、復興推進体制の継続をお願いいたします。

2つ目は、被災者に寄り添った対応です。

原子力発電所事故に起因する風評被害は依然として続いている一方で、震災及び事故の風化の声も聞かれます。事故は収束しておらず、復興は道半ばでありますので、事故発生当時の全町避難となった状況を思い起こし、ここで改めて原点に立ち返り、被災者に寄り添った対応をお願いいたします。

3つ目は、福島イノベーション・コースト構想の次を見据えたロードマップづくりです。

福島イノベーション・コースト構想の実現にあつては、既存産業の復旧・再生や連携による成長産業の集積と、新産業創出等による雇用の場の創出、各事業を担う人材の育成制度の創設などが必要であり、これらが有機的に結合し、産業が双葉郡内に根付くことにより、本構想の実現が図られるべきものであると考えております。このため、福島イノベーション・コースト構想への企業や研究機関の参画意欲を高めながら構想による事業や、その効果が浜通り全体に広がりを見せられるよう、一層力を入れて取組を進めていく必要があります。

こういったことから、それぞれの事業を掘り下げることにより、事業に深みを持たせ、あるいは事業の連携を図ることにより、事業に広がりを持たせるなど、多角産業地域の形成を目指す目的として、復興再生のさらなる進展を図るために、新たなステージを見据えた中長期的な復興ロードマップづくりを進めていただくよう、お願いいたします。

4つ目は、帰還困難区域の取り扱いです。

特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された取組の実現に向けて、さらなる支援の充実をお願いいたします。さらに、復興の進度に応じ、逐次、特定復興再生拠点区域、復興再生拠点区域の拡大を図るよう、お願いいたします。同計画の対象となっている区域以外の帰還困難区域についても、段階的な全域除染の取組を実施し、帰還促進を図り、復興へ

つなげるよう、お願いいたします。

最後に、5つ目は、「ふたばグランドデザイン」への支援です。

双葉地方では、今般、震災前以上の繁栄を遂げられる地域の達成を目指し、双葉郡全体が復興して初めて復興が成し遂げられるという共通認識として、双葉郡が一体となり、「ふたば」の思いは1つのもと、明るい未来の双葉郡を自ら思い描き、希望を持って進んでいただけるよう、目標となる絵姿の検討を進め、連携をキーワードとした「ふたばグランドデザイン」を取りまとめたところです。

このグランドデザインは長期にわたる構想であることから、段階的に様々な分野にわたる国、県、関係機関の御理解と御協力、そして御支援をお願いいたします。

私からは以上です。

○横山復興副大臣 続きまして、福島県原子力発電所所在町協議会宮本代表、お願いいたします。

○宮本代表 ただいま御紹介をいただきました福島県原子力発電所所在町協議会代表の富岡町長、宮本です。

田中復興大臣を始め、国、県の皆様におかれましては、被災地の復旧・復興のため、御尽力をいただいておりますことに、改めて御礼と感謝を申し上げます。

私からは3点ほど、お願いをいたします。

まず、1点目は、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の共通事項としては、燃料デブリや使用済燃料の放射性廃棄物について、原子力政策を主導してきた国の責任において、処分方法の議論を進め、早急に方向性を示した上で、廃炉終了までに、県外において適切に処分をすること。また、作業工程の遅れやトラブル等を未然に防ぐために、福島第一原子力発電所の廃炉作業を含めた人的リソースの確保を国として積極的に支援することをお願い申し上げます。

さらに廃炉に必要な技術を確立するとともに、持続可能な地域づくりに寄与する新たな雇用及び定住人口を創出するよう、お願いいたします。

2点目は、福島第一原子力発電所においてです。燃料デブリについては、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて、安全かつ確実に取り出すための実態把握及び技術開発に努めることをお願い申し上げます。

また、トリチウムを含む水の取り扱いについては、環境や風評への影響を慎重に議論し、地元に対して丁寧に説明するとともに、国の責任において判断すること。さらに燃料デブリや使用済燃料等の放射性廃棄物の構内での一時的な保管・管理について、住民が安心して生活できるよう、事業者へのさらなる指導を徹底することをお願い申し上げます。

最後に、福島第二原子力発電所の廃炉が、福島第一原子力発電所の事故に起因するものであることを再認識し、持続的、発展的な復興に向けた電源立地地域対策交付金の代替制度を構築することをお願い申し上げます。

また、使用済燃料等の放射性廃棄物が県外へ搬出されるまでの間における構内での一時

的な保管・管理について、住民が安心して生活できるよう、事業者への指導を徹底するよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

さらに、廃炉に欠かすことのできない原子力技術者の確保、育成に、国を挙げて取り組むよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○横山復興副大臣 続きまして、福島県町村会小椋代表、お願いいたします。

○小椋代表 福島県町村会長をしております。北塩原村長の小椋です。

重複することもあると思いますが、私からは4点、お願いを申し上げたいと思います。

まず、1点目ですが、これまで我々が強く求めてまいりました令和3年度以降の継続した国の支援についてです。

昨年末に、復興・創生期間後の復興の基本方針を閣議決定いただきましたことに対して、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

なお、決定いただいた基本方針では、令和3年度から5年間の事業規模及び財源となる復興財源フレームを今年の夏頃をめどに示すとされております。つきましては、その策定に当たりましては、今後、復興の進捗とともに、新たな課題が生じてくることが予想され、原子力被災町村の意見を十分に反映していただけるよう、お願いをするものです。

2点目ですが、風評払拭・風化防止についてです。

現在、風評払拭、リスクコミュニケーション戦略に基づきまして、政府一体となって本県の現状と魅力を国内外に情報の発信をしていただいておりますことに、感謝を申し上げます。今後とも、引き続き国だからこそできる事業を強力に展開していただきますよう、お願いを申し上げます。

また、本年は、復興五輪と謳う東京オリンピック・パラリンピックが開催され、復興の進む本県の姿を世界の方々に情報を発信する絶好の機会です。しかしながら、本県に対するネガティブな印象がまだまだ強い現状にありますので、本県の正しい現状と併せ、全国有数の観光資源を有する本県の情報発信に、国が一体となって、御支援をお願い申し上げます。

なお、磐梯朝日国立公園は、今年が70周年の記念の年です。よろしくお願いを申し上げます。

さらに、本県への誘客促進のためにも、基本方針で示されておりますとおり、本年前半までに幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを確実に実行していただきますよう、強くお願いを申し上げます。

続いて3点目ですが、復興の課題です。

被災町村では職員採用に力を入れておりますが、採用試験を実施しても、なかなか専門職が集まらない状況にあります。本県でも町村の職員就職セミナーや、職員採用合同説明会を開催し、職員の確保に努めているところでありますので、今後とも、力添えを賜りたいと思います。

結びになります。トリチウムを含んだ汚染水の処理についてです。関係者の意見をしっかりと聞いていただきまして、国の責任において進めていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。私からの発言にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○横山復興副大臣 続きまして、いわき市清水市長、お願いいたします。

○清水市長 いわき市長の清水です。

初めに、復興庁の存続、並びに支援継続の仕組みなどが示されましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

私からは、浜通りの実情を踏まえた今後の復興支援の取組について、申し上げさせていただきます。

具体的には、浜通り全体を一体として捉えた復興支援の取組を推進し、避難指示等区域の復興を支える本市のような周辺自治体に対する支援を具現化していただくことについてです。

本市においては、双葉郡等から2万人近い方々が、今なお避難生活を余儀なくされております。非常事態が常態化している状況下でありまして、地震津波被災と原子力災害被災の両面からの対応を進めているところです。

そういった中、いわき市では、既に風評被害はないといった声もあると耳にしましたが、本市においても、農林水産業、観光業への風評被害はいまだに根強く残っており、さらに今後、ALPS処理水をめぐっては、風評被害がさらに悪化することは明白であります。これまで以上に避難指示等区域の周辺自治体も含めた浜通り地域に対する風評の払拭に国が前面に立って取り組むようお願いいたします。

また、福島イノベーション・コースト構想につきましても、これまで本市においては、風力関連産業を原発産業に代わる浜通り地域の基幹産業にするという思いで、その発展に取り組んできたところであり、課題となる風車の積み降ろしに係る港湾の整備等につきましては、前回も、この場で世耕大臣に対して申し上げたところですが、国、県において、しっかりと対応していただくよう、特段の御配慮をお願いいたします。加えて、実証海域を含む本県沖における洋上風力発電に、県内の事業者が参入意思を示しておりますので、その事業化に向けた後押しについても、国、県がしっかりと行っていただくよう、お願いいたします。

また、検討が進められている国際教育研究拠点につきましても、その効果をしっかりと機能させるためには、本市の産業集積などの都市基盤や、国立の福島工業高等専門学校を始めとした高等教育機関などのネットワーク等の地域資源をしっかりと活用し、浜通り地域が一体となり、知の拠点化を図っていくことが重要であり、本市もこの取組に対し、全面的に協力してまいりたいと考えておりますので、国においても、事業化について特段の御配慮をお願いいたします。

一方で、今後、双葉郡内に企業誘致が進み、必要となる従業員を地元雇用で対応しようとしても、現在の若者等の帰還状況を踏まえれば、いわき市からの就業者も必要になって

くるものと思いますが、いわき市においても、若年層の減少が進み、人材不足が深刻化しており、今後、地域の産業を支える人材の確保がより困難になるものと考えております。このような考えから、本市といたしましても、今後、若年層の流入に必要な対策は講じてまいります。国においても、浜通り地域に人が流入してくるような取組に力を入れていただくよう、お願いいたします。

本市が、避難指示等区域をしっかりと支え、浜通り地域全体が真の復興・創生を実現するためには、ただいまお願い申し上げましたような国、県の取組と後押しが不可欠でありますので、重ねてお願いを申し上げまして、私の発言とさせていただきます。

○横山復興副大臣 続きます、会津総合開発協議会室井代表、お願いいたします。

○室井代表 会津総合開発協議会の会長を務めます会津若松市長の室井照平です。日頃より会津地域に対しまして、風評被害対策を始め、様々な御支援をいただいていることに御礼を申し上げます。

3点御要望させていただきます。

はじめに、観光業等への支援について申し上げます。

震災から9年を迎える会津地方の状況ですが、国、県からの支援など、国内観光客数、外国人旅行者数については、全体で震災前を上回るなど、一見すると震災の影響が見られない状況にございますが、しかしながら、風評被害の影響はまだまだ根強いものがございます。特に、教育旅行などは、宿泊を伴う教育旅行者数の回復が遅い状況にございまして、震災前の8割程度にとどまっていることから、現在も地域経済に影響を及ぼしているわけです。

つきましては、福島の実情の広報、そして、教育旅行や観光誘客策への国の積極的な支援を要望いたします。

続きます、2点目の復興特区税制措置の継続についてです。

会津地域は、これまで震災により移転を強いられた企業や被災者を受け入れ、本県復興の一翼を担ってまいりました。会津地方においても、事業者の税負担の軽減や免除等が盛り込まれた復興特区税制措置は、企業誘致や設備投資の誘導等において、非常に効果の高い施策です。現在、この措置を活用した企業の設備投資が予定されるなど、会津地域の企業の投資意欲も高く、会津大学や会津地域に集積するICT関連企業との連携による取組は、本県の復興及び県の継続的かつ均衡ある発展を図るためには不可欠なものです。

しかし、今回の東日本大震災復興特別区域法改正案による新たな特区税制においては、現在、本県全域が対象地域となっている範囲の絞り込みを行う考え方が示されております。この措置の適用外ということになれば、会津地方への企業誘致が進まず、企業の設備投資への意欲が薄れるなど、同じ福島として会津地域が県内の他の地域から後れを取り、経済活動や活力の低下を招くことも懸念されます。

つきましては、本税制措置が果たしてきた企業の新規立地や設備投資、被災者雇用への誘因効果を鑑み、重点化という差別化は行わず、会津地域を含め、県内全域を対象とした

現行制度の継続を強く要望させていただきます。

続きまして、3点目の有害鳥獣被害対策への支援についてです。

これまでも、復興再生協議会において、有害鳥獣被害に関するお願いをしているところですが、有害鳥獣の問題は、現在より深刻な状況になっております。市町村においてその対策を講じているところですが、残念ながら有害鳥獣の生息数の減少や被害の軽減には至っておりません。また、その駆除、捕獲後の処分においては、大変な労力を要することに加え、販売やジビエへの活用についても、本県は原発事故の影響で行うことができない状況でございます。

つきましては、様々な施策に対して、制度の充実や財政支援が図られますよう要望し、私からの要望といたします。

○横山復興副大臣 続きまして、福島県市長会立谷代表、お願いいたします。

○立谷代表 今日、いろいろな意見が出ていますけれども、私の手元に、去年の11月に三菱総研が発表した東京都民1,000人に対する放射能の健康影響についてのアンケート結果があります。福島県の子どもたちが将来的に、遺伝的に問題を起こす可能性があると思うかという問です。あると思う人が41%、前は49%だったのですが、依然として差別の対象になっています。このことを非常に憂うと同時に怒りを覚えます。

今日の話の中で、国の説明からも、地元のほうからの話でも、リスクコミュニケーションという言葉が出てきました。このリスクコミュニケーションは、別の言い方をすれば、放射能に対するリテラシーということになると思うのですが、大抵の場合、これが行き届いていないのです。例えばトリチウムの議論をするときに、ベータ線とガンマ線の違いが分からないでトリチウムの議論はできないわけですが、一般の国民は大抵そんなことは知らないのです。10ベクレルも1,000ベクレルも違いが分からないのです。

私はこの点について、高校入試の問題に出してくださいと、ずっと言ってきましたし、文科大臣にも代わるたびに言ってきました。それは県の教育委員会の問題ですからという答えが返ってきたのですが、私は、国民が正確に理解しないままでは、外国からどうこう言われたってしょうがないと思うのです。ですから、ぜひ高校入試に何とか出してください。小泉先生などは実行力がおありですから、ぜひお願いしたいと思います。

そのようなことを毎年言っているうちに、昨年、大学入試に出ました。言ってきたよかったなと思いました。ですが、物理の問題にちょっと出ているだけなのです。高校入試に出せば、みんな勉強するようになりますから、少なくともベータ線とガンマ線の違いぐらいは国民がみんな分かるようになるのです。ですから、これはぜひお願いしたいと、放射能に対するリテラシーを上げないと、リスクコミュニケーションと幾ら言ったって、成立しないです。福島県が安全だと幾ら言っても成立しない。これは知事にもお願いしたいのですが、ぜひ福島県の高校入試に出して、みんなに勉強させてもらいたいと思うのです。それが1点です。

もう一つ、医療問題ですが、この前、厚労省が424の整理統廃合の適切病院を発表して大

騒ぎになったのです。この問題が、我々の相馬地方で実に深刻な問題になっています。震災によって相馬地方の人口は減りました。その結果、病院がみんな赤字なのです。赤字に加えて、医師不足が起きているのです。医師不足が起きる最大の原因というのは、医師の奥さんたちが、相馬地方に行くと言うと反対するのです。放射能による健康被害があると思ってしまうのです。ですから、これは一つ、医療に対する支援ということをしかりと継続してもらいたい。

それから、風評の問題、これはリスクコミュニケーションの問題でもありますが、風評払拭について、相馬市では第3セクターをつくってイベントをやります。市場をつくってイベントをやります。これはぜひ支援していただきたいと思うのです。

最後になりますが、心のケアについては、震災によって起こった人口移動、特に子供たちの移動によって、教育の現場が荒廃している問題があります。心のケアを臨床心理士を集めて対応しているのですが、こういう支援は、ぜひ続けていただきたい。

私からは以上です。

○横山復興副大臣 続きまして、福島県議会太田議長、お願いいたします。

○太田議長 福島県議会議長の太田です。どうぞよろしくをお願いいたします。

政府におかれましては、これまで、我々の要望をしかりと受けとめていただいて、それを政策、事業として打ち出していただいておりますことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今ほど皆さんから様々な御提案がありました。それら一つ一つが、これからの福島の復興には欠かせないものであると思いますので、どうぞよろしくお話をいたします。

私からは数点申し上げたいと思います。

まずは風評払拭ですが、福島県においては、知事を中心に、国内外にこの風評についての福島県の現状を発信しております。各団体の皆さんと連携をしながら前へ進めてきております。しかし、まだまだ課題があります。風評に関しては、新しい情報を発信し続けることが大切だと思っております。我々も努力をしてまいりますので、これからも国との連携のもと、情報発信、そしてまた、支援をお願いしたいと思っております。

2点目は福島イノベーション・コースト構想ですが、福島イノベーション・コースト構想は大変幅広い構想であり、それぞれの事業が進んできております。本当にありがとうございます。その中で、今後は、福島県全域に波及していくことが大切ですので、今後とも御支援をお願いいたします。

そしてまた、福島ロボットテストフィールドは、全面開所が間もなくですが、これまでも既に2万人以上の方々に御来場いただいて、視察をしていただいております。また、企業との連携も進んできております。ここに、福島県の産業がこれまで以上に入っていける状況、体制というものをつくっていただくことが大切だと思っております。それによって産業の振興を図ってまいりたいと思っております。

そして、国際教育研究拠点のお話がありました。夏までに御議論いただけるということ

ですが、様々な知見、そして教育者が県内に集まっていたとすることは、県内の子どもたちの教育、そしてまた、交流人口に関しても、非常に大きな意義があると思っておりますので、ぜひともすばらしい拠点をつくっていただきたいと思っております。

続きまして、インフラの整備ですが、3月に常磐双葉インターチェンジが開通し、そしてまた、JR常磐線が全線開通いたします。本当にありがとうございます。その中で、常磐自動車道については、早期の全線4車線化を要望したいと思っております。また、JR常磐線につきましては、私の地元は南相馬ですが、南相馬の原ノ町駅から上野まで特急で3時間40分以上かかります。複線化と高速化を、ぜひともお考えいただきたいと思っております。

また、道路のネットワークについてですが、ちょっと話は外れるのですが、台風19号の際に、相双地域から、この福島に来るための道路が、全部通行止めになってしまいました。今、強靱化、または復興道路として位置づけられて整備をしていただいておりますが、さらにまた、御支援をいただきたいと思っております。

私からは以上です。

○横山復興副大臣 それでは、国から回答を申し上げます。

まずは、田中復興大臣から、お願いいたします。

○田中復興大臣 内堀知事を始め、それぞれ皆様からいただいた多くの重要な御要望についてですが、まず私から回答をさせていただきたいと思っております。

まず、避難地域の復興再生について申し上げたいと存じます。

避難地域の復興に向けて、医療、福祉、介護や教育など、住民の方々に安心して生活していただけるような環境の整備を進めてまいります。福島12市町村の将来像の提言については、関係省庁、県、市町村等とも連携をさせていただき、令和2年度時点における提言の進捗状況を総点検した上で、その具体化と実現に向けて取り組んでまいります。

帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除して、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、まずは認定された特定復興再生拠点区域の整備を着実に進めてまいります。また、特定復興再生拠点の区域外については、各町村、それぞれの実情や要望等を踏まえ、関係省庁と連携をして、しっかりと対応を検討してまいります。

次に、被災者の生活再建について申し上げます。

福島県では、いまだ約4万1000の方が避難生活を送られています。被災者の方々が一刻も早く生活の再建が図られるよう、見守り活動やコミュニティ形成、心のケアなど、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援に、引き続き取り組んでまいります。

次に、風評払拭・風化防止対策の強化について申し上げます。

今なお続く風評の払拭に向けては、放射線に関する正しい知識や、福島の実状等についての効果的な情報発信、被災地産品の販路拡大、観光誘客支援、輸入規制の撤廃・緩和等に向けた諸外国地域への働きかけなどを、私が先頭に立って、政府一丸となって取り組ん

でまいります。

夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際しては、世界中から寄せられた支援に対する感謝と被災地の復興しつつある姿や魅力を国内外に積極的に発信するなど、復興五輪としての取組を進めてまいります。

次に、福島イノベーション・コースト構想や産業の再生について申し上げます。

福島イノベーション・コースト構想は、浜通り地域に新たな産業基盤の構築を目指す福島復興の切り札です。

経済産業省や福島県とともに取りまとめた同構想を基軸とする「産業発展の青写真」に基づき、浜通り地域の自立的、持続的な産業発展に向けて、政府一丸となって取組を進めてまいります。内堀知事から御説明のございました重点推進計画については、申請があれば、早期の認定に向けて、手続を進めてまいりたいと考えております。

また、国内外の人材が結集する国主導の国際教育研究拠点の構築については、今後の福島の復興再生において重要な役割を担っていくものと考えております。本年夏頃をめぐりに有識者会議の最終取りまとめを行うとともに、政府としても復興庁が中心となって、関係省庁と連携して検討を進め、年内をめぐりに成案を得てまいります。

福島の農林水産業の再生に向けては、営農再開の加速化、森林・林業の再生に向けた取組、水産業の本格的な操業への支援など、関係省庁と連携して取り組んでまいります。

次に、復興を支えるインフラ等の環境整備について申し上げます。

福島県の復興再生を図るため、関係省庁や県、関係市町村とともに連携して、インフラ等の環境整備に努めてまいります。仮置場等の原状回復と、除染後農地の不具合については、関係省庁等とも連携をさせていただき、必要な措置を講じてまいります。また、中間貯蔵施設事業については、安全かつ着実に取組を進めるとともに、除去土壌等の県外最終処分については、国として責任を持ってまいります。

最後に、復興・創生期間後の対応について申し上げます。

期間後を見据えた所要の法律案については、冒頭に申し上げたとおり、3月上旬の法案の閣議決定を目指し、調整を進めてまいります。このうち、福島特措法の改正については、「1. 新たな住民の移住・定住の促進や交流人口、関係人口の拡大など、地域の魅力を高め、復興を支える新たな活力の呼び込み」「2. 農地の利用集積や6次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化」「3. 福島イノベーション・コースト構想の推進や、復興特区税制の沿岸部への重点化に伴う風評対策に係る課税の特例」「4. 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけの推進」「5. これらを支える計画体系の見直し」などを盛り込んでまいります。

また、復興・創生期間後の、具体的な「復興財源フレーム」については、令和元年度予算の執行状況等を踏まえて、本年度夏頃を目途にお示しをいたしたいと思っております。

他方、原子力災害被害被災地域については、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、復興の進捗状況等を踏

まえ、必要に応じて、事業規模と財源についても適切に見直すこととしております。

福島復興再生は、中長期的な対応が必要です。本日皆様からいただいた貴重な御意見・御要望をしっかりと受けとめ、引き続き国が前面に立って取り組んでまいります。

私からは以上です。

○横山復興副大臣 続きまして、梶山経済産業大臣から、回答をお願いいたします。

○梶山経済産業大臣 福島第一原発の廃炉汚染水対策の安全かつ着実な実施は、福島復興の大前提であると考えております。中長期ロードマップに基づき、廃炉と復興の両立の大原則のもとに、引き続き国も前面に立って取り組んでまいります。

また、福島第二原発の廃炉は福島第一原発の廃炉と合わせて実施していく大変重要な大事業であります。その際、福島第一原発の廃炉工程に影響を与えないよう、東京電力の人的リソースをうまく配分しつつ、安全を最優先に着実に作業を進めていくことが重要であると考えております。

作業員・技術者の確保育成を含め、国としても、廃炉が円滑、かつ確実に進められるように、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

なお、先ほども御指摘がありましたけれども、福島第二原発の廃炉に伴う交付金の件につきましても、国会審議中の来年度予算案に必要な措置を盛り込んでおり、それ以降の対応につきましても、引き続き財政当局とよく調整をしてまいりたいと考えております。

長期にわたる廃炉を進めていくに当たって、廃炉を通じた地域振興の観点も重要であります。本日、事務方から説明を行った支援パッケージ等を通じて、地元における廃炉関連産業の集積を図り、新たな雇用や定住人口の創出にもつなげてまいりたいと考えておりますけれども、特に、やはりこの事業につきましても、人材育成も含めてしっかりこの地で行っていく。さらにまた、ここにノウハウがあるというような形で行っていく必要があると私自身考えております。

ALPS処理水の取扱いにつきましても、小委員会の報告も踏まえて、今後、地元を始めとした関係者の御意見を丁寧にお伺いした上で、風評被害対策も含めて、政府として責任を持って結論を出してまいりたいと思っております。風評については、私も隣県の茨城県でありますので、農林水産業の様々な経験をしているつもりです。その厳しさ、苦しさは十分に理解をしております。国内のみならず、海外の方と会談する際にも、しっかりと科学的な事実を発信する等、引き続き福島県や関係省庁と連携して、風評払拭と風化防止に粘り強く取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど立谷市長からありました教育についてですが、これも茨城県で小学校、中学校、高校、そして一般の方の読本を作って、古くからそういう教育もしてまいりました。これは立地地域だけでは駄目なのです。やはり日本全国で理解してもらうことが風評の払拭につながるということで、まさに立谷市長がおっしゃるとおりだと思いますので、文科省を通じて、また、関係各所にともしっかりとお話をしてまいりたいと思っております。放射線の基礎知識に関する正しい理解普及のために、関係省庁が一丸となって取組を進めていくと

いうことで、これからも最善の努力をしてまいりたいと考えております。

帰還困難区域につきましては、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意のもとに、取組を進めてまいります。

特定復興再生拠点区域外につきましては、これまでいただいた御要望も含めて、大変重くは受けとめているところです。各町村や福島県の御意見を丁寧に伺いながら、御実情も踏まえて、拠点区域外の方向性を検討してまいりたいと思っておりますし、丁寧に話し合いを進めてまいりたいと考えております。

賠償につきましては昨年12月、小早川東京電力社長を経済産業省に呼んで、東京電力が福島への責任として掲げた3つの誓いの原点に立ち返って、被害者の方々の個別の御事情を丁寧に伺って、寄り添って対応するように、直接、指導注意をしたところです。今後とも、厳しい環境に置かれた事業者の皆様へ寄り添い、損害の実態に応じた適切な賠償が行われるよう、東京電力を指導してまいりたいと考えております。

福島イノベーション・コースト構想についてですが、昨年の12月には、私もロボットや水素など、未来への取組を現地で確認をさせていただき、具体的課題を把握してきたところです。浜通り地域の産業発展の実現に向けて、福島イノベーション・コースト構想や、福島新エネ社会構想などの取組を昨年12月に策定した産業発展の青写真に基づき、引き続きしっかりと進めてまいりたいと思っております。

これは、テーマだけではなくて、やはりそこに魂が入るようにしていくためにはどうしたらいいのか。世界中から、日本国中から、皆さんがここに集まるようにするにはどうしたらいいのか。今後の取組を含めて、皆さんとまた話し合いを進めてまいりたいと思っておりますし、その実現に向けて、最善の努力をしてまいりたいと思っております。

今年8月には、福島ロボットフィールドでワールドロボットサミットの一部協議が開催されます。こうした機会も通じて、福島イノベーション・コースト構想の取組をPRし、国内外から構想への参画、拠点の利活用の促進を重ねて応援をしてまいりたいと思っております。

福島新エネ社会構想につきましては、浪江町の再エネ由来の水素の大規模製造実証プロジェクトの場所である福島水素エネルギー研究フィールドが3月に開所予定です。

東京オリンピック・パラリンピックでは聖火台や、聖火リレートーチ、選手村等における、福島県産の水素を活用し、日本の水素技術を世界にアピールしてまいります。引き続き福島を拠点とした水素社会実現のモデル構築を含め、検討してまいりたいと思っておりますし、復興大臣ともよくこの水素のお話をしておりますけれども、象徴的だということだけではなくて、今後の実情も含めてどう社会に実装していくか、浸透させていくかということも非常に重要なことだと思っておりますので、連携を深めた上で、努力をしてまいりたいと思っております。

福島の復興は経済産業省の最重要課題であります。本日いただいた様々な御意見をしっ

かりと受けとめて、福島復興再生に向けた様々な課題について、国が前面に立ってやれることは全てやるという決意のもとに取り組んでまいりたいと思います。

先ほどまた、立谷市長から、イベントについてのお話がありました。この安全性のPRも含めてということですが、これも応援をさせていただきますし、最善の努力をさせていただきますので、より具体的な話をこれからもさせていただきたいと思います。

あと、清水市長からは風力発電のお話がありました。これは港湾の整備ということで、世耕大臣からしっかりと伝わっておりますし、今後の構想も含めて、しっかり港湾の整備に、我々も国交省と連携をとりながら後押しをしてまいりたいと思っております。

また、太田議長からはインフラの整備のお話がありましたけれども、私も常磐道を使っていますし、常磐線も使っております。そして、やっとこれがスタートラインについたのです。対向2車線は、やはり危険だということで、今、金利が安い中で財投債を使って、全国の対向2車線を改良して4車線化していこうという取組も、国交省でしておりますので、やっとスタートラインにつきましたから、ここからしっかりと皆さんからも御要望をいただいて、我々も側面から応援をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○横山復興副大臣 続きまして、小泉環境大臣から回答をお願いいたします。

○小泉環境大臣 まず、知事から最終処分に関係の御指摘もいただきました。中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分という方針は、国としてのお約束でありますし、法律にも規定された国の責務です。今後とも、環境省はしっかり取り組んでいきたいと思っております。特に先ほど私が申し上げた長泥地区における再生利用の実証の推進もそうですし、除去土壌等の減容に関する技術開発、そして、こういったことが、処分場の構造の技術的な検討などにもつながっているので、そういったことも進めていきます。

私も現場で長泥地区の皆さんと意見交換をさせていただいて、門馬副村長にもそのときには、お世話になりましたが、やはり高齢化も進んでいる中で、とにかく1日も早くという声が大変強いなという思いもありましたので、先ほどの今までは処分をされていた再生利用の実証で出た花の活用なども含めて、小さいことでもとにかく動きを見せていけるような、そういった努力を積み重ねていきたいと考えています。そして、こういった取組の成果を前提として、最終処分地に関する具体的な調整に順次着手しようと考えています。2016年に策定した技術開発戦略、そして、工程表に沿って、具体的な取組を着実に前進させていきます。

そして、内堀知事、商工会議所連合会渡邊会長、そして相馬地方市町村会、双葉地方町村会の皆さんからは、帰還困難区域の復興・再生について御指摘をいただきました。環境省としては、まずは現在、特定復興再生拠点区域内で実施している家屋等の解体・除染といった環境再生の取組を着実に進めることに集中し、関係機関と連携しながら、復興への役割を果たしていきたいと思っております。

その上で、帰還困難区域の土地の活用の事例としては、リサイクルセンターの整備が大熊町の御協力の下で進められておりますから、今年秋の操業開始予定ですが進めていき、さらに帰還の妨げとなると伺っているイノシシの対策についても、環境省が所管をしておりますので、福島地方環境事務所に鳥獣対策の専従職員を2名配置して、今年度は既に昨年度の倍以上の約2,000頭のイノシシの捕獲を行ったところです。そして、今後も更なる体制の強化を図って、市町村、そして、復興庁とも連携をして、帰還の妨げとなっているイノシシの捕獲の対策を、さらに力強く進めていきたいと考えています。

そして、未来志向の取組についても内堀知事、商工会議所連合会渡邊会長などからも御指摘をいただきました。環境省では、環境再生に加えて、復興の前向きな未来志向の取組についても取り組んでいます。特に今後は、ポスト復興・創生期間がスタートする来年度の予算要求に向けて、浜通りの自治体を支援するための具体的な方策について検討していき、例えば、更なる環境リサイクル産業の立地の支援。そして水素、再生可能エネルギーの普及促進の支援など、地元の御要望を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

内堀知事、双葉地方町村会、福島県町村会、福島県議会太田議長からも、風評風化防止、これは多くの御意見をいただきました。私もこの前2月9日に伺ったときに、改めてこの風化に対する強い不安、そして、懸念を直接ぶつけていただきました。環境省としても同じ思いを持っているので、今、飯舘村における環境再生の取組を広報プロジェクトとして、飯舘だよりというものを策定しながら作っています。そして、今日も、さらにこの風評依頼する強い懸念は、立谷市長を含めて多くの方からもいただきましたので、今までよりも、更に情報発信の取組を強化していきたいと考えています。

そして、リスクコミュニケーションについても、自治体の職員や児童生徒、保護者、学校の先生などを対象とした研修セミナーなどの充実、リプルンふくしまや中間貯蔵工事情報センター等による情報発信、そして環境省は新宿御苑なども所管をしておりますので、そういった場でのイベントなどを活用した福島の環境再生の状況の発信などを行っておりますので、こういったことを通じて、さらに進めていきたいと思っております。

最後になりますけれども、私が大臣になる前、農林部会長もやっていました。そのときに内堀知事と福島県が農業におけるGAPの全国1位を取ろうではないかという、その宣言もさせていただいて、最近、教育委員会の方からもお話を聞いたら、福島県の農業高校におけるGAPの取得品目数が日本一になっている、そういった状況も伺いました。

まさにこの取組を始めたきっかけというのは、日本の中でGAPの取得数が、農家さんの中で1%もいかないという状況で、福島のことに限らず、オリパラで出す日本の食材がGAPを満たしていないからほとんど出せないという課題に直面したことが、きっかけの1つでした。さらに言えば、今後の風評払拭には世界的にも認められるようなこういった認証といったことも、私は非常に有効だと思いますし、それに向けて着実に、福島の高校生が日本一という輝かしい実績を上げていることは、心強く思います。

そして、今、環境省としては、食品ロスというのでも取り組んでいて、この対策の中で、

特に福島県が、外食とか、レストランとか、そういうところで食べ残したものを持ち帰るときに使うテイクアウトボックス、これを非常にデザインもよく取り組まれていることを、承知しています。いろいろな課題はありますけれども、私は国際社会で気候変動の発信をする場もありますので、大熊町のゼロカーボン宣言など、原発事故から再生エネルギーを基軸にした取組が始まっていることも、ぜひ福島の皆さんにも国際社会の場に出ていただくような、そういった場づくり含めて、後押しをしていきたいと思えます。

私からは以上です。

○横山復興副大臣 続きます、菅家復興副大臣から回答をお願いいたします。

○菅家復興副大臣 それでは、御意見として、お答えさせていただきます。

まず、渡邊会長、そして、小椋代表から、東京オリパラについて御意見をいただきました。来月26日からはJヴィレッジから聖火リレーがスタートしますので、復興しつつある被災地の姿を発信する絶好のチャンスとして、この機会に、世界中のメディアに福島の復興を発信してまいりたいと考えております。

福島の主要都市の空間線量率は海外の主要都市とほぼ同水準でもあり、農林水産物も大変安全でおいしい、観光地もすばらしいものがある、安心していただけるのだといったことをしっかりと発信していくことが重要と考えており、私としても、皆さんと力を合わせて、情報発信に全力で取り組んでまいりたいと思えます。

また、東北絆まつりに係る御要望につきましては、大会組織委員会にも強くお伝えをしてまいりたいと考えております。

小椋村長から被災地の人的支援について御意見をいただけたわけではありますが、被災自治体のマンパワー確保のため、全国の自治体から職員派遣、そして被災自治体による任期付職員の採用等に要する経費について、全額国費で支援しております。また、復興庁において、非常勤の国家公務員を採用し、被災市町村に駐在させる取組を行ってきているわけです。そこで復興・創生期間後においても、復興の進捗状況を踏まえながら、こうした必要な人材確保対策に係る支援を継続してまいりたいと考えております。

室井市長から税制の関係の御意見をいただきました。今般、復興特区法の見直しによりまして、復興特区税制の対象地域を重点化するに当たりまして、福島県については、風評被害による深刻な影響が残る業種を対象に、引き続き内陸部を含む県内全域を対象とする措置を継続するため、福島特措法を改正し、風評対策に係る課税の特例の規定を設けることとしております。対象業種を含めた具体的内容につきましては、令和3年度税制改正において、改めて対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

私からの回答は以上です。ありがとうございました。

○横山復興副大臣 続きます、松本現地対策本部長から回答をお願いいたします。

○松本現地対策本部長 原子力災害現地対策本部長を務めております経済産業副大臣松本洋平でございます。私の方からも幾つかお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、避難指示の解除、帰還困難区域の復興再生についてであります。今年の3月上旬

帰還困難区域では初めてとなります、双葉町、大熊町、富岡町の一部地域を避難指示解除いたします。これらによりまして、帰還困難区域を除く全ての区域の避難指示が解除されるわけでありますけれども、これをスタートといたしまして、これからの復興の後押しをしっかりとやってまいりたいと思っております。帰還困難区域につきましては、現地対策本部長として現地に足を運びまして、様々な御意見を伺っているところでありますけれども、各町村は引き続き厳しい課題を抱えておられ、特に今後の方針を早期に示してほしいというお声を多数頂戴しているところでもあります。

まずは特定復興再生拠点区域につきましては、除染やインフラ、生活環境整備を着実に進めることが大変重要であります。拠点区域外につきましても、各町村の実態や御意見を踏まえまして、土地活用のあり方なども含めまして、検討を進めてまいりたいと思っております。さらに新たなまちづくりや交流人口の拡大を始めといたしまして、各町村の復興に向けた課題に対しまして、各町村の皆様方と個別かつきめ細かい議論を行い、取組を進めてまいります。

事業・なりわいの再建についてであります。事業・なりわいの再建につきましては、官民合同チームによるきめ細かな支援を先ほどの報告のとおり実施をさせていただき、成果を上げた事例も増加していると理解をしているところでもあります。こうした成果に至った支援の事例をチームのノウハウとして蓄え、他の事業者にも展開をしていくことができるように、官民合同チームと市町村、また、商工会議所などの関係者との連携を深めて進めてまいりたいと思っております。

福島イノベーション・コースト構想につきましては、多くの方々にプレーヤーとして参画をしていただくことが大変重要なことだと認識をしております。内なる力の強化と企業誘致を始めとする外からの力の呼び込み、これを両輪として進めてまいります。

福島第一、第二原子力発電所の廃炉についてお答えをさせていただきます。引き続き原子力災害現地対策本部長といたしまして、前面に立って取り組んでまいります。福島第一原発の燃料デブリ、また、使用済燃料につきましては、まずは性質や状況についての把握を進める必要があるわけでありますけれども、燃料デブリにつきましては、昨年末の中長期ロードマップ改定に際しまして、2号機からの取り出しを開始することを決定いたしました。まずは2021年の取り出し開始に向けて、研究開発などを進めてまいります。第二原発の使用済燃料につきましては、東京電力が福島県に示した方針に従って対応するよう、国としてもしっかりと指導をしてまいります。

また、いずれも安全に保管・管理を行うことが必要とされる中で、住民の方が不安に感じることがないように、国といたしましても東京電力を適切に指導してまいります。

ALPS処理水の取り扱いにつきましては、私自身が議長を務める廃炉汚染水対策福島協議会を先般2月19日に開催いたしまして、地元自治体、関係団体の皆様に対して、小委員会の報告書に関して、説明をさせていただいたところでもあります。今後、さらに丁寧に地元の方を始めとした関係者の皆様方の御意見を、先ほど梶山大臣の冒頭発言にもありまし

たように、私を中心に行ってまいりたいと思います。

最後になりますけれども、本日いただきました様々な御意見をしっかりと受けとめまして、福島復興再生に向けて全力で取り組んでまいりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いします。ありがとうございます。

○横山復興副大臣 続きまして石原環境副大臣から回答をお願いいたします。

○石原環境副大臣 環境副大臣の石原宏高です。私のほうから、3点ほど回答をさせていただきます。

内堀知事、また、町村会の小椋会長から御指摘のありました仮置場の原状回復と、除染後農地の不具合の解消について、除染や仮置場しての使用により生じたと考えられる農地の不具合については、これまでもその解消のために個別に必要な措置を講じてきたところでは、引き続き関係ガイドラインや個々のケースにおける状況等を踏まえ、関係省庁の支援事業とも連携しつつ必要な措置を講じてまいります。

次に2点目ですけれども、里山の除染について、相馬地方町村会の門馬副町長より御指摘がございました。里山の除染について、これまで森林については、福島の林業の再生に向けた総合的な取組に基づき、環境省としては、住居と近隣の森林の除染や、日常的に人が立ち入る場所の除染を実施したところであり、今後は復興庁、農林水産省、福島県とともに、これまでしてきた里山再生モデル事業の成果を踏まえながら、日常的に人が立ち入る里山の再生を目指して、関係省庁が連携して、里山再生事業を推進してまいります。

最後の3点目でありまして、内堀知事より御指摘のありました放射性物質に汚染された建設副産物等への対応について御説明申し上げます。建設副産物のうち、廃棄物の処理については、現在実施している廃棄物処理業者とのマッチング支援や、仮設焼却施設等の活用を含め、環境省として役割を果たしてまいります。土壌については、事業者の責任で処理していただくことが基本と考えていますが、放射能濃度が高い等の理由により処理が困難なものについては、個別に御相談をさせていただきたいと思っております。

しっかりとこれからも取り組んでまいります。ありがとうございます。

○横山復興副大臣 続きまして、新藤総務大臣政務官から回答をお願いいたします。

○新藤総務大臣政務官 総務大臣政務官の進藤金日子です。

門馬相馬地方市町村会代表より地方交付税の安定確保について御発言がございました。東日本大震災によりまして、平成27年国勢調査人口がゼロ、または激減する団体につきましては、普通交付税の算定に用いる人口を住民基本台帳人口ベースで引き上げるなど、特例措置を講じております。令和2年国勢調査以降の対応につきましても、被災団体の財政運営に支障がないように適切な交付税算定に努めてまいります。

次に小椋福島県町村会代表より、被災町村の職員確保に向けた支援について御発言がありました。総務省におきましては、全国市長会及び全国町村会と構築した中長期派遣スキームなどによりまして、被災市町村への応援職員の確保を支援してきたところでございます。引き続き地方三団体などと連携して、継続して人材確保に取り組んで進めてまいりた

いと思います。

以上です。

○横山復興副大臣 最後に、私からもお答えをさせていただきます。

門馬副村長から、里山再生事業の早期促進に関する御意見をいただきました。里山再生事業につきましては、来年度の早い段階で、実施箇所を決定できるよう、関係省庁はもとより、福島県とこれまで以上に連携して取組を進めてまいります。

伊澤町長からは、ふたばランドデザインに対する国の理解と協力について御意見をいただきました。双葉地方町村会が独自にまとめられた本構想は、広域連携による双葉の未来ある未来づくりを示した意義あるものと考えております。国としてもこうした地域主体の取組を意識しながら、福島12市町村将来像等に掲げられた取組を進めるなど、必要な協力を行ってまいります。

室井市長からは、鳥獣被害対策について御意見をいただきました。国としては、関係機関が協力し、河川敷等の草刈り、防護柵や箱わな、さらにはセンサーカメラの設置、捕獲したイノシシの処分等を支援しております。また、避難12市町村におけるイノシシ対策については、個別計画の改定を支援することとしております。今後とも現場の実情を把握し、関係省庁、福島県、市町村と連携しながら、必要な措置を積極的にしてまいります。

本日、国側から回答申し上げたもの以外にも、皆様からいただいた様々な御意見をしっかりと受け止め、引き続き福島の復興再生に全力で取り組んでまいります。

最後に、ここで知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀知事 大臣を始め、政府の皆さんには、私たちの思いをしっかりと受け止めていただき、真摯な回答をいただきました。意見交換の中で議論がありました様々な問題について、今日、お集まりの皆さんと共有することができたと考えております。

複合災害との戦いは長く険しい道のりが続きます。勇気を持って挑戦を継続し、進化させ、共に未来を創り出し、復興を前に進める、その思いを改めて皆さんと共有させていただきたいと思います。

引き続き政府を挙げて御尽力をいただきますことをお願いいたしまして、挨拶いたします。

本日はありがとうございます。

○横山復興副大臣 最後に、田中復興大臣から締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○田中復興大臣 本日は、皆様から、本当に幅広い、そして、重要かつ大切な御意見をいただき、感謝を申し上げる次第です。本日いただいた数々の御意見をしっかりと受け止め、事業実施に万全を尽くすとともに、今後の復興施策の基本となる所要の法律案について、3月の下旬の閣議決定を目指し、調整を進めてまいりたいと思います。

また、本日のように、引き続き国と地元の方々が密に対話する場を設けてまいりたいと思います。

来月、いよいよJヴィレッジから聖火リレーがスタートします。多くの方に福島に来て

いただけるよう、福島の復興の姿を国内外に発信するなど、皆さんと力を合わせて復興五輪を盛り上げてまいりたいと思います。

福島の復興再生をさらに加速できるよう、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、スピード感を持って柔軟に対応してまいりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

今日はありがとうございました。

○横山復興副大臣 本日の会議資料につきましては全て公表とし、議事については、構成員の確認をいただいた上で、復興庁のホームページにおいて、速やかに公表させていただきます。

会議の内容については、この後のぶら下がり記者会見において、田中復興大臣からブリーフィングを行う予定です。

本日の会議はこれで終了させていただきます。大変にありがとうございました。